

## Ⅱ 各論

### 第1 具体的な取組の展開

「総論」で示した基本目標の達成に向けて、8の基本施策、19の取組の柱に沿った43の取組を、平成31年度から平成35年度までの間に具体的に推進していきます。

### 第2 「取組の柱」の構成

「取組の柱」は次の内容で構成しています。

#### 1 現状と課題

「取組の方向」や「主な取組」を定める上で、前提となる現在の状況（客観的事実やその背景）と、現状を踏まえ、よりよい教育を提供できるようにするための課題を記述しています。

#### 2 取組の方向

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ」の達成に向け、課題を解決していくための取組の方向性を記述しています。

#### 3 主な取組

取組の方向に沿って、今後具体的に進めていく主な取組の内容を記述しています。

#### 4 指標

原則として取組の効果を測定するため取組の柱ごとに指標を設定し、計画の最終年度である平成35年度における目標値を示しています。取組に関連するが直接効果を測定する数値でない場合は、目標値を設定しない参考指標としています。



## 基本施策 1 時代を切り拓く力の育成

AIの発展によって近い将来多くの職種がコンピューターに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができる力が求められています。

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けることが一層重要となります。

また、グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国や地域の伝統や文化への深い理解を継承しつつ、国内外の様々な場において、外国語で躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

(基本施策ごとの扉ページに掲載した文章は、国の第3期教育振興基本計画を参照しています。)

### 取組の柱 1 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

取組 1 時代に応じたキャリア教育の充実

取組 2 より実践的な職業教育の推進

取組 3 主権者教育等の充実

取組 4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実

### 取組の柱 2 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組 5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進

取組 6 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進

### 取組の柱 3 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

取組 7 国際理解教育の充実

取組 8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進

## 基本施策1 時代を切り拓く力の育成

### 取組の柱1 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

#### (現状と課題)

産業・経済の構造の変化や雇用の多様化・流動化が進む中、生徒の進路(進学・就職)をめぐる環境は大きく変化しています。また、社会的自立が遅れる傾向や目的意識が希薄なまま、進学・就職する者が増加していること等が指摘されています。このような中、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育が、これまで以上に重要になっています。

専門高校では、産業現場等におけるインターンシップ(就業体験)や社会人講師の活用等の取組を実施し、地域産業界のニーズに沿った教育の充実に努めるとともに、産業教育に必要な実習設備の整備充実等を図っています。また、全日制公立専門高校を平成30年3月に卒業した生徒の進路状況は、就職50.3%、専門学校等への進学27.2%、大学・短大への進学21.4%であり、就職者と上級学校への進学者の割合は拮抗しており、進路は多様化しています。

また、選挙権年齢の18歳以上への引下げや成年年齢の18歳への引下げのための民法改正により、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなることから、主権者教育などを充実することも必要となります。

本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率(民間企業等への就職率)は、就労支援員による就業体験先の開拓等により、全国的に見ても高い水準(H28 群馬県35.9%、全国平均30.1%)となっており、引き続き就労を希望する生徒が一般就労できるよう努めます。

#### (取組の方向)

- 発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、主権者教育などを進め、公共の精神を尊び、地域社会を支えることのできる人材の育成を進めます。
- 特別の支援を必要とする生徒の就労支援を充実させ、自立した生活を目指します。

## (主な取組)

### 取組1 時代に応じたキャリア教育の充実

- 小学校  
特別活動を要として、教科等横断的にキャリア教育を推進し、将来に対する児童の夢や希望を育みながら社会的・職業的自立を図るための基礎を培います。
- 中学校  
目指す職業の実像をつかみながら、責任ある生き方について実社会と関わらせて考え、自己の理解を深め、望ましい勤労観、職業観を身に付けることができるよう、キャリア教育を、家庭や地域、企業等と連携して推進します。
- 高等学校  
望ましい勤労観、職業観を育み、自己の在り方や生き方を考え、社会的自立に向けて主体的に自己の進路選択に取り組むことができるように、産業界等と連携してキャリア教育を推進します。
- 特別支援学校  
進学や就労への意識を高めることができるよう、障害のある子どもの社会的自立や社会参加に向けて、小・中・高等部等の連携による体制を整備し、キャリア教育を推進します。

### 取組2 より実践的な職業教育の推進

- 産業構造の変化、技術の進歩等に柔軟に対応できる人材の育成のため、地域や産業界等との連携を強化し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を図るとともに、職業選択能力や職業意識を育成します。
- 雇用のミスマッチの防止のため、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどのインターンシップの機会を積極的に設け、実践的な職業教育を一層推進します。
- 第一線で活躍する産業界の技術者等を学校に招き、専門分野の最新の知識や技術、優れた技術・技能を習得させるとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。
- 上級学校への進学を希望する専門高校の生徒が多くなり、進路選択の多様化が進んできている状況も考慮して高大連携を推進します。
- 産業教育設備の計画的な更新及び修繕を行います。

### 取組3 主権者教育等の充実

- 選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことを踏まえて、群馬県議会や群馬県選挙管理委員会による啓発事業の活用を図り、主権者としての自覚を促す教育活動を充実させます。
- 消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、学習指導要領の趣旨に基づいて消費者教育を推進します。

## 取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実

- 特別支援学校高等部において、生徒及び保護者への進路指導の機会を拡充し、進学や就労への意識を高めます。
- 生徒の職業自立を促すため、関係部局・関係機関の連携を強化して、企業の理解を深めます。
- 地域における生徒の就労支援体制を拡充するため、関係機関との連携を強化します。
- 生徒の新たな職域を広げるため、高等部における新しいコースの設置等について研究します。
- 高校に在籍する特別の支援を必要とする生徒の就労について、特別支援学校高等部や関係機関と連携し、進路指導を充実します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名 (候補)	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
(義務) ・小・中学校におけるキャリア教育年間指導計画の作成状況	キャリア教育全体計画を基にした年間指導計画の作成を通して、発達段階に応じたキャリア教育の教科等横断的に充実を図るため	小 47.6% (H29) 中 69.3% (H29)	小 100% 中 100%	すべての学校で計画的にキャリア教育に取り組むことができるようにする。
(高校) ・公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	第2期計画からの継続性を重視して設定	37.9% (H29)	60%	平成29年度は前年度比で4.7%増加しているため、現行の目標値に対し、10%の増加を目標とする。
・公立専門高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	第2期計画からの継続性を重視して設定	71.8% (H29)	100%	第2期計画からの継続性を重視して設定
(特支) ・特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	第2期計画からの継続性を重視して設定	平成30年12月公表 (H29)	40%	第2期計画からの継続性を重視して設定
・就労支援員が就業体験先として確保した企業数	第2期計画からの継続性を重視して設定	463件 (H29)	500件	第2期計画からの継続性を重視して設定

## 基本施策1 時代を切り拓く力の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱2 **文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する**

### (現状と課題)

本県には、全国でも数少ないプロのオーケストラである群馬交響楽団、優れた景観と貴重な生態系を有する尾瀬等、「心の豊かさ」を高める郷土資源があります。

各学校では、音楽、図画工作・美術、総合的な学習の時間等の授業や文化部活動、尾瀬学校等を通して、それらの郷土資源を活用した学びを推進しています。

児童生徒が、多様な文化芸術に触れる機会を提供すること、各教科等と結び付く地域学習や伝統文化教育を充実すること、本県が誇る自然保護の原点である尾瀬のよさを生かした学びを推進すること、身近な環境資源を活用した環境教育を推進すること、高校生の主体的な芸術活動の場である文化部活動の質の向上を図ることなどが課題として挙げられます。

また、群馬県は古代東国における文化の中心として栄えた歴史をもち、歴史的価値のある文化遺産が豊富にあり、児童生徒が文化遺産に触れる場が数多くあることから、本県の歴史や文化の学びを進め、郷土への誇りを醸成しています。

県内の歴史的価値のある文化遺産に関する学びを推進し、郷土に誇りを持たせること、文化財に関する知識の普及や広報活動等において本県の古代東国文化を積極的に発信していくこと、文化財の一層の活用につながるよう、文化財の保護、指定、調査研究等を計画的に進めることなどが課題です。

### (取組の方向)

- 群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深め、豊かな心を育みます。

(主な取組)

## 取組5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進

- 児童生徒が、多様な文化や自然、偉人に触れることができるよう、上毛かるたなど、本県のもつ様々な郷土資源を活用した、学びを一層推進します。
- 群馬交響楽団の移動音楽教室・高校音楽教室を通して、児童生徒がプロによる音楽を鑑賞することで、情緒豊かな人間形成を進めていきます。
- 児童生徒の豊かな感性や自然保護への意識、ふるさとを愛する心を育むため、尾瀬学校や芳ヶ平湿地群における環境学習を推進します。
- 環境に関心を持ち、自ら学び、環境と人との関わりについて正しい理解を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。
- 文化部活動の成果を発表する場や生徒同士が交流する場を設け、生徒の意欲を高めるとともに、文化部活動の質の向上を図ります。
- 県立文書館において、地域の歴史を伝える古文書や県の行政活動の記録である公文書等を県民が閲覧利用できる場を提供するとともに、それらを適切に保存し後世に引き継ぎます。

## 取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進

- 児童生徒が古代東国文化や、「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「上野三碑」をはじめ、数多くの歴史的価値のある文化遺産や様々な遺跡について学ぶことで、故郷への誇りと愛着を育めるようにします。
- 文化財を教材として活用するための情報提供を広く県民に行います。
- 広く県民が文化財に親しみ、理解を深めることができるよう広報啓発に努めます。
- 市町村等と連絡を密にし、文化財の歴史的価値を明確にして文化財の国、県指定等に努めます。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合	第2期計画から継続する指標として設定	80.5% (H29)	100%	すべての学校現場で活用を図ることを、得座して目標を設定



<p><u>・尾瀬や芳ヶ平湿地群等、身近な地域の資源を活用した自然環境学習の実施率</u></p>	<p><u>尾瀬や芳ヶ平湿地群をはじめ、身近な地域の資源を活用した自然環境学習を実施している学校の割合</u></p>	<p><u>H30 年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。</u></p>	<p><u>H30 年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。</u></p>	<p><u>すべての学校で自然環境に係る学習の実施を指して目標を設定する。</u></p>
---	---	---	---	---

## 基本施策1 時代を切り拓く力の育成

### (取組の柱)

### 取組の柱3 **国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する**

### (現状と課題)

急激に進展するグローバル化の中で、自らの将来を開拓していく子どもたちは、自国の文化を深く理解するとともに、他国の文化や社会情勢等について、積極的に理解をしようとする意欲と態度をもつことが必要です。本県では、ALT※の積極的活用や、地域に居住する外国人の文化を取り入れた体験学習の実施を推進するなど積極的に国際理解教育に取り組んでいます。

また、国内外の情勢変化を踏まえ、海外に目を向けた施策によって本県経済を活性化するための指針である「第2次群馬県国際戦略」を推進するためにも、学校教育の場における国際理解教育を充実させるとともに、グローバル化の進展に対応できる人材を育成するため、小・中学校、高等学校で外国語教育を推進することが求められています。

国際舞台で活躍していくためには、日本の文化に対する深い理解を前提とした、語学力が必要です。言語は、コミュニケーションツールとして重要なだけでなく、その能力を育むことで社会性も培われます。特に、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の育成について、小・中・高校が連携し、効果的・系統的に取組を進めていく必要があります。小学校からの積極的な取組が求められています。

※ALT: 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher の略) のこと。

主に学校で、日本人教員の助手として外国語授業に携わります。

### (取組の方向)

- 児童生徒に主体性や積極性を身に付けさせるとともに、異文化への理解力を高めます。
- 英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

## (主な取組)

### 取組7 国際理解教育の充実

- 県内各学校において、自らコミュニケーションをとる主体性、積極的に異文化を理解し、尊重する態度を備えたグローバル人材の育成を目的として、国際理解教育を更に推進します。
- 外国語や外国語活動の授業で、英語圏の文化だけでなく、世界の様々な国々や地域の文化を広く取り上げるなど、グローバル人材の育成に結び付く取組を推進します。
- 「群馬県国際戦略」の推進に資するため、関係機関と連携を図った東アジア諸国に関する国際理解教育を推進します。
- 県内高校生の留学及び海外研修を促進します。

### 取組8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進

- 小・中・高校において、児童・生徒の英語能力の到達目標を明確に設定します。
- 小・中・高校において、到達目標の達成度を把握するための評価を充実します。
- 英語教育において小・中・高校で連携し、英語を用いたコミュニケーションが図られるよう児童生徒の英語運用能力(話す・聞く・読む・書く)を伸ばす指導や評価を推進します。
- 小・中・高校の外国語活動担当教員及び外国語科担当教員の英語運用能力を向上させます。

## (指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・公立中学校における英語力がCEFRのA1レベル相当以上の3年生の割合 ※CEFR「Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会(Council of Europe)が発表した。A1レベルは英検3級程度以上に相当する。	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検3級以上(CEFRのA1レベル以上)の数値。	43.3%	50.0%	国がこれまで目指していた英検3級相当以上の生徒の割合であり、平成29年度末時点で未達成の割合でもある。

<p>・公立高校における英語力がCEFRのA2レベル相当以上の3年生の割合</p> <p>※同上欄。A2レベルは英検準2級程度以上に相当する。</p>	<p>文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検準2級以上(CEFRのA2レベル以上)の数値。</p>	<p>20.6%</p>	<p>30.0%</p>	<p>H26年度からの3年間で約6%伸びているため、5年間で10%の増加を目標とする。</p>
---	--	--------------	--------------	---

## 基本施策 2 確かな学力の育成

一人ひとりがこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となります。

そのための、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の<sup>かんよう</sup>涵養と  
いった資質・能力を身に付けることの必要性が一層高まっています。

また、技術革新に対応するためには、数理・情報教育のすそ野を拡げるとともに、情報分野において、最先端の情報技術を実践的に活用することができる人材育成の推進が重要です。

溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようになるため、基本的な情報活用能力を身に付けることも重要な課題です。

公立大学においては、地域の発展を担う人材を育成するとともに、県民ニーズに対応した学修機会を提供することが重要です。

取組の柱 4 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、

学びに向かう力を育む

取組 9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成

取組 10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立

取組の柱 5 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育

成する

取組 11 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進

取組 12 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成

取組 13 地域を発展させる大学の充実

## 基本施策2 確かな学力の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱4 **基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、 学びに向かう力を育む**

### (現状と課題)

#### (小・中学校)

小中学校では、全国学力・学習状況調査の結果等を見ると、教科に関する調査では、共通して、必要な情報を取り出して自分の考えを述べたり、考えた方法や理由を説明したりすることには、課題が見られます。また、全国と比べ家庭学習の状況はよい傾向にありますが、まだまだ習慣化が必要な児童生徒も見られます。

こうした現状から、児童生徒が主体的に学習に進め、協働しながら課題を解決していく問題解決的な学習過程を重視した授業改善を一層推進していく必要があります。また、家庭と連携し、早寝・早起き・朝ご飯等の様々な活動に取り組むことを通して、望ましい生活習慣の定着を図り、児童生徒の学習に向かう力を今後も育てていく必要があります。

#### (高等学校)

高校では、高校生としての基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが課題です。また、生徒の自己指導能力(生徒が正しく判断し行動する力)の育成を目指し、自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意した指導を行っています。

### (取組の方向)

- 児童生徒の思考力、判断力、表現力や読解力、物事を多面的に捉える力、学習を日常生活と結び付ける力などを育成するとともに、「ぐんま方式」による少人数学級編制を通して、学習習慣や規則正しい生活習慣を身に付けさせ、学びに向かう力を育みます。

## (主な取組)

### 取組9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成

(小・中学校)

- 全国学力・学習状況調査等、客観的な調査を活用し、各学校における学力向上のPDCAサイクルの確立を推進します。
- 発達段階に応じた少人数学級編制を推進するとともに、各学校の実態や課題に応じた学力向上計画に基づく指導体制を充実します。
- 「はばたく群馬の指導プランⅡ」、「はばたく群馬の指導プラン」及び「はばたく群馬の指導プラン：実践の手引き」を活用した授業改善に取り組みます。

(高等学校)

- 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験、レポートの作成、論述等、知識・技能の活用を図る学習活動を充実します。
- 主体的に学習に取り組む態度を養う上で、生徒の発達段階を考慮した、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動を充実します。
- 全ての県立高校において、生徒一人一人の学習状況や授業の理解度を把握するなど、個に応じたきめ細かな指導や、生徒一人一人の学習状況等を適切に把握して、指導の改善に生かすための観点別学習状況の評価を推進します。
- キャリア教育を念頭においた教育課程を編成し、生徒が学習意欲を高め、主体的に進路選択ができる態度を育成します。

### 取組10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立

- 発達段階に応じた少人数学級編制及び少人数指導や教科担当制による授業により、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行います。
- 道徳科や学習活動を充実するとともに、学校等間連携や、家庭・地域との連携を通して、学習習慣や生活習慣を確立します。
- 学校図書館の利用を促進し、家庭・地域との連携を深めながら、日常生活の中で児童生徒の読書習慣が身に付くようにします。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小 6 90.1% 中 3 91.0% (H30)	小 6 100% 中 3 100%	文部科学省は「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、子どもの健やかな成長のための指針としている。
・公立高校における中途退学率	しっかりとした学習習慣・生活習慣を確立させ、中途退学を未然に防止する。	0.7% (H29 全日制) 11.0% (H29 定時制)	(検討中)	(検討中)
・家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合	家庭学習への取り組み状況は、自ら学びに向かう学習習慣を客観的に把握する指標となると考えられるため	小 69.7% (H30) 中 73.3% (H30)	75% 80%	年1%程度の増加を目指すため
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している小中学校数	義務教育課が実施する教育課程調査における主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している教員の割合が70%以上となっている学校数	H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。	全校 小 306校 中 160校	新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を通じた学力向上に、すべての学校が取り組むことを目標として設定
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している県立高校数	高校教育課実施の「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の実施状況調査」における「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合」が70%以上となっている学校数	47校	全校	現状値を踏まえつつ、新学習指導要領に明記されたことから、全ての学校での実施を目標とする。



## 基本施策2 確かな学力の育成

### (取組の柱)

## 取組の柱5 **探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する**

### (現状と課題)

平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の算数については、知識に関する問題、活用に関する問題ともに、全国平均を下回っています。中学校の数学については、いずれも全国平均は上回っていますが、問題解決の方法を言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて説明することには、課題が見られます。理科については、観察・実験の結果を整理し考察する力が弱い状況や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりすることが苦手な状況が見られます。

科学的な知識・技能を積極的に活用する能力や態度を育成するために、児童生徒が科学を学ぶ意義、有用性、楽しさを実感できるよう授業改善を推進すること、問題解決的な学習活動を充実させ、科学的に探究する力を育成すること、また、小・中・高校の連続性をもたせた理数教育を推進することが課題となっています。

一方、情報通信技術(ICT)の進展により、大量の情報の中から物事の本質を見極めて取捨選択できる力や、表現やコミュニケーションの効果的な手段としてコンピュータや情報通信ネットワーク等を活用する能力が求められています。

あわせて、人口知能(AI)をはじめとする先端技術の高度化に対応する力を身に付けるため、コンピュータを主体的に操作・制御する仕組みを学ぶ発達段階に応じたプログラミング教育が必要になっています。加えて、児童生徒の健全育成の視点から、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信等、情報化の影の部分への対応も喫緊の課題です。

また、大学には地域社会の発展に向け、教育研究活動の更なる充実による人材育成や、人生100年時代を見据えた県民の生涯学習及びリカレント教育のニーズに応じる役割を担うことが求められています。

## (取組の方向)

- 本県のものづくりを担い新規産業分野に挑戦する児童生徒の知的好奇心や独創性を育成するため理数教育の充実を図ります。
- 情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく情報活用能力を高めます。
- 地域の発展を担う人材を育成するとともに、県民ニーズに対応した学修機会を提供します。

## (主な取組)

### 取組11 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進

- 科学に対する興味関心を高めるとともに、未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成します。
- 日常生活との関連を重視する授業を推進し、観察・実験等、本物に触れる科学的な体験を一層充実させ、理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会を増やします。
- 科学的に探究する力の育成のため、観察・実験、探究活動等において、実感を伴った理解が図れる問題解決的な学習を推進します。
- 発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能や科学の基本的な見方の確実な定着を図るため、小・中・高校を通じた理科の学習内容の系統性(連携)を重視したカリキュラムを編成します。
- 数学的な見方や考え方を働かせ、数学的な知識・技能を積極的に活用する態度を養います。
- 理数教育に係る教員の資質向上のための研修の充実します。

### 取組12 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成

- 小・中・高校の12年間を見通して、児童生徒の系統的な情報活用能力を育成(プログラミング教育を含む)します。
- SNS等を介した問題行動やいじめ、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するいじめの特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。
- 学校では、一斉学習に加え、個別学習、協働学習のためICTを有効活用します。
- 教員の情報活用能力及びICTを活用した指導力向上のため、研修の充実します。

## 取組13 地域を発展させる大学の充実

(県立女子大学)

- 幅広い教養と各分野の専門知識を修得し、その過程で培われる論理的かつ柔軟な思考力、豊かな人間性、そして主体的な問題解決能力を兼ね備えた人材を育成します。
- 地域社会や国際社会に広く関心を持って地域や異文化への理解を深めるとともに、高い語学力とコミュニケーション能力、そして協調性や発信力を身につけ、持続的に社会に貢献できる人材を育成します。
- 県立大学として求められる役割を果たすため、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究等の推進、地域文化の振興に寄与する教育研究活動や県民の学修意欲に応える講座の充実等に積極的かつ組織的に取り組みます。

(県民健康科学大学)

- 豊かな人間性と専門知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる看護師、保健師、診療放射線技師となる人材を育成します。
- 大学の研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境のさらなる向上に貢献します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合	新学習指導要領においては、学んだことの意義を実感したり、原理や法則の理解を深めたりするために、ものづくりの活動を充実させることが求められている。また、全国学力・学習状況調査においては理科室で観察や実験を週1回以上行ったと回答している児童生徒の平均正答率が高い傾向が見られるという結果が報告されている。つまり、理科室で観察・実験をする割合を	89.3% (H28小6)	100%	全ての学校で観察や実験を通して、実感を伴った学習を行うため。
		89.6% (H28中3)	100%	

	<p>高めることで、ものづくりの活動が充実し、学習内容と日常生活や科学技術との関連が図られるようになると考えられるため</p>			
<p>・授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合</p>	<p>現行計画で設定しているため</p> <p>・児童生徒の情報活用能力を育成するためには、ICTを使った学習活動に繰り返し取り組むことが効果的である。</p> <p>よって、引き続き授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の育成に努める必要があると考えます。</p>	<p>74.7% (H29.3)</p>	<p>100%</p>	<p>現行計画で設定しているため</p>
<p>・インターネット利用時に守るべきルールやマナーを身に付けている小・中学生の割合</p>	<p>(検討中)</p>	<p>95.4% (H29 小)</p> <p>96.6% (H29 中)</p>	<p>100%</p>	<p>(検討中)</p>

## 基本施策 3 豊かな人間性の育成

子どもの健やかな成長のためには、確かな学力とともに、豊かな心を育むことが不可欠です。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等の育成を図るための教育を推進することが重要です。

また、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題について、校長がリーダーシップを発揮し、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携しつつ未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むことや、各学校段階を通じて必要な情報を共有すること、さらには社会体験活動や自然体験活動等も含め、児童生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てることなどが重要です。

取組の柱6 自他を大切に作る心や自己肯定感を育むとともに、

規範意識を高める

取組 14 ボランティア活動や体験的な活動の充実

取組 15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実

取組 16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進

取組の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成

する

取組 17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応

取組 18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱6 **自他を大切に作る心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める**

### (現状と課題)

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身に付け、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いです。青少年を取り巻く課題に対応するためには、直接的な体験が大変重要です。

共に支え合う心を育成するため、ボランティア活動を充実させること、児童生徒に生きる喜びや命がかけがえのないことを実感させるための体験的な学習を一層充実すること、家庭や地域と連携し、ボランティア活動や体験活動を通じて、自己肯定感や社会性、規範意識を育成することが課題となっています。

道徳教育は、社会生活を送る上で必要な、自他の生命の尊重、親切・思いやり、自尊感情、規範意識、家族愛等、児童生徒がよりよく生きていくための基盤である道徳性を、道徳の時間を要として全教育活動を通して育成するものです。特に小中学校においては、「特別の教科 道徳」の実施に伴い、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活体験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解に終始した指導からの脱却が求められています。児童生徒が主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方や感じ方と出会い交流する授業へ転換を図る必要があります。

人権教育は、学校教育及び社会教育・家庭教育等の中で、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の理念の理解と体得を目指すものです。

学校教育では、学校の全教育活動を人権教育の視点から見直し、工夫、改善を図りながら計画的に取組を進めています。人権の意義・内容や重要性についての理解にとどまらず、自他の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に現れるよう指導を充実する必要があります。

社会教育では、様々な人権問題の解決のためには、県民一人一人の人権意識を高めることが重要です。また、各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。

## (取組の方向)

- 道徳教育や人権教育の充実により、一人一人に自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、多様な体験学習やボランティア活動への参加を通して、児童生徒に社会性や規範意識を身に付けさせるとともに、自ら考え、行動し、最後までやり抜く力を育成します。
- すべての県民が人権意識を高め、人権を尊重した考えをもち、適切な行動をとることができる社会の実現を目指します。

## (主な取組)

### 取組14 ボランティア活動や体験的な活動の充実

- ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。
- 「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。
- 地域や学校の特色を活かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。
- 自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。
- 環境に関心を持ち、自ら学び、環境と人との関わりについて正しい理解を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。【取組4再掲】

### 取組15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実

- 小中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。
- 要となる道徳の時間を充実し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を実施します。
- 児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の内容項目について、自己の生き方についての考え方を深める学習を充実します。
- 高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。
- 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

## 取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進

- 教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時の指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。
- 児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。
- 人権に関する情報提供を通じて保護者の啓発を行います。
- 地域及び関係機関等との連携を進めます。
- 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。
- 市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。

### (指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・教職員の人権意識を高めるための研修を実施した学校の割合	児童生徒を指導する際には、教職員の高い人権意識が不可欠であるため。	(小)69% (中)75%	100% 100%	すべての学校における研修実施を目指して目標を設定
・「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合)	言われたからやるのではなく、自ら考え、行動する力を身に付けることが大切なため。	(小)88.8% (中)85.1%	100% 100%	すべての学校で、同回答が得られることを目指して目標値を設定
・母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	<u>第2期計画から継続して設定し、参加人数を維持する。</u>	<u>241人</u> (H29)	<u>280人</u> (H35)	<u>概ね70校から4人程度の生徒が参加することを目標として設定</u>



## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### (取組の柱)

## 取組の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

### (現状と課題)

平成29年度のいじめ認知件数は、小学校1,687件、中学校487件、高等学校348件、特別支援学校69件、合計2,591件でした。SNS等を介したいじめが増加傾向にあることから、各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を一層推進すること、いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めることが課題となっています。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法により策定された「国のいじめ防止基本方針」の改定(平成29年3月)を受け、国の方針を参酌し本県の実情等を踏まえた「群馬県いじめ防止基本方針」を改定(平成29年12月)しました。主な内容は、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断することとし、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要であることをさらに強調したものです。しかし実際は、学校やそれぞれの教員ごとにいじめの概念が作られることで、いじめの基準にばらつきが出て、法律のいじめの定義に則った認知がされていないケースが見られることが課題となっています。

また、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図ることが重要です。いじめの解消については、安易な謝罪をもって解消とせず、最低3ヶ月は様子を見ることとされています。家庭や地域社会との連絡を密にしながら、情報の共有化や連携した活動を行い、学校、家庭、地域、すべての関係者が一丸となって、県民総ぐるみでいじめに向き合う社会を築いていくことが重要です。児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること、あらゆる教育活動を通じた良好な人間関係づくりを進めることが課題となっています。

## (取組の方向)

- 各学校のいじめ防止基本方針に基づく組織的な取組や、児童生徒による自主的な活動を支援することにより、いじめを許さない心を育てます。

## (主な取組)

### 取組17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応

- いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。
- いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。
- SNS等を介した問題行動やいじめ、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するいじめの特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルの育成に努めます。【取組11再掲】
- いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう各教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速且つ組織的に学校全体で取り組んでいきます。

### 取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

- 学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。
- 学校間の連携を密にして、県内12地区で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。
- 児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合	いじめ問題に対する教員一人一人の意識の差をなくすため。	(小)53% (中)55% (高)62% (特)38%	(小)100% (中)100% (高)100% (特)100%	法に基づいたいじめの対応について理解を図るため。
・児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合	児童・生徒の自主的ないじめ防止活動の充実を図るため。	(小)95% (中)96%	(小)100% (中)100%	オール群馬のいじめ防止活動をすべての学校で推進させるため。



## 基本施策 4 健やかな体の育成

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、子どもの頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要です。

平成32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、技術革新やグローバル化への対応による社会の持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツ（や文化芸術）の発展を担う人材を育てることが重要です。スポーツ（や文化芸術）分野において、優れた才能や個性を見いだし、伸ばしていくためには、子どものうちから質の高い専門家に出会う体験の機会の充実などが求められます。

### 取組の柱 8 児童生徒の体力向上を図る

取組 19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

取組 20 運動部活動の推進と適正な運営

### 取組の柱 9 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組 21 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進

取組 22 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理

## 基本施策4 健やかな体の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱8 児童生徒の体力向上を図る

### (現状と課題)

本県の小・中学生の体力は、近年は全体として向上傾向が見られ、中学生は全国平均を上回っているものの、小学生は全国平均を下回っている状況が続いています。その要因として、幼児期からの外遊びの減少、車社会の進展等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の生活習慣の乱れといった様々なことが絡み合い、結果として子供が体を動かす機会が減少していると考えられます。

小学校において体育授業を充実するとともに、授業時間以外にも体を動かす時間を増やすこと、運動習慣が身に付いていない子供に対する支援を充実すること、体力向上に向けた学校の取組に対する家庭や地域の理解を促進すること、指導者(教職員)が適切な指導方法や指導の在り方について学ぶ機会を一層充実すること、学校体育を地域スポーツ、生涯スポーツへ結び付けていくことなどが課題となっています。

運動部活動については、生涯スポーツ、競技スポーツにつながる運動部活動の在り方を検討すること、指導力やマネジメント力の向上を目指した研修機会を充実すること、専門的な能力をもった外部人材を活用することなどが課題となっています。

### (取組の方向)

- 学校体育や運動部活動を充実させ、教育活動全体の中で継続的に体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感させながら児童生徒の体力の向上を図ります。

(主な取組)

## 取組19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

- 運動する「時間」とともに、運動する「空間」と運動する「仲間」を学校が中心となってつくっていくことにより、運動機会を確保する取組を推進します。
- 就学前児童の運動機能の基礎を育成します。
- 各種調査や運動器検診の結果なども踏まえながら、学校と家庭・地域が一体となって、児童生徒の生活習慣や運動習慣を改善します。
- 幼児児童生徒の発達段階に応じた指導方法の研究や実技等の研修会を開催し、今まで以上に教員の意識改革と指導力向上に取り組めます。
- 専門的な指導力を有する外部指導者の活用を推進します。

## 取組20 運動部活動の推進と適正な運営

- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催や、二巡目国体の2028年群馬県開催内々定によるスポーツへの関心の高まりを生かし、運動部活動の加入率向上に向けた取組を充実します。特に、男子と比較して加入率が低い女子の運動部活動への参加機会を充実します。
- 地域や保護者と連携し、各学校が運動部活動に関する学校の取組や各部の活動を評価し、改善します。
- 「適正な部活動の運営に関する方針」に基づき、適正な運動部活動の運営に向けた取組や体罰の未然防止に向けた取組を充実します。
- 指導者に対する研修等により、運動部活動に関する指導力や経営・調整能力の向上に取り組めます。また、研修を通して適正な運動部活動の運営に向けた取組を推進します。
- 学校と地域のスポーツ指導者との連携を支援していきます。また、外部指導者一人一人の指導力向上に取り組めます。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合	各学校における組織的かつ効果的な体力向上にかかる取組の実施を目指す。	小 91.5 (H29)	小 100 (H35)	全ての小・中学校において学校
		中 76.1 (H29)	中 100 (H35)	全体で具体的な方策を講じるよう目標値を設定。

<p>・運動部活動における外部指導者の活用状況</p>	<p>運動部活動において専門的な知識や技能を有する外部指導者の効果的な活用を目指す。</p>	<p>中 78.5% 512 名 (H29) 高 65.7% 104 名 (H29)</p>	<p>中 80.0% 600 名 (H35) 高 75.0% 150 名 (H35)</p>	<p>外部指導者を効果的に活用するよう目標値を設定。</p>
-----------------------------	--	--	--	--------------------------------



## 基本施策4 健やかな体の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱9 児童生徒の心身の健康を保持増進する

### (現状と課題)

厚生労働省の研究によると、本県における「日常生活に制限のある期間の平均」は、全国平均に比べ良好な状況にあります。男性で8.55年、女性で11.71年あります。(出典:厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の交換検証に関する研究」より、2016年における推定値)

国の「学校保健統計調査」における本県の肥満傾向児の出現率は、ここ数年、全国平均を上回っています。

幼児・児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施すること、児童生徒が生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物、性に関する正しい知識と判断力を身に付け、実践できるようにすること、栄養教諭等を中核とした学校・幼稚園、家庭、地域の連携を図り食育を推進すること、学校給食における地産地消を推進することなどが課題となっています。

また、児童生徒の健康診断を保健管理の中核として実施していますが、その中で心臓、腎臓検診の二次検診の未受診を解消することが課題となっています。

食物アレルギー対応については、教職員が正しい知識を持ち、「学校生活管理指導表」を基に情報共有するとともに、緊急時に適切に対応できる体制づくり等が必要です。

### (取組の方向)

- 児童生徒に健康と食の大切さや健康な体づくりを意識させるとともに、教職員が児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

(主な取組)

## 取組21 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進

- 幼児及び児童生徒の心身の健康的な生活習慣の定着をめざして、各学校・幼稚園において「体育・保健体育」との関連を図るとともに「生活習慣病予防対策基本方針」等を参考に、家庭や関係機関と連携し教育活動全体を通して保健教育を推進します。
- 児童生徒が薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるようになります。
- がん教育の推進充実を目指し、教職員の資質向上と各関係機関との連携を図ります。
- 望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中核とし、学校・幼稚園、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- 教育活動全体で食育を推進できるよう、教職員の食育に関する指導力向上を図ります。
- 児童生徒が、生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食に地場産物を活用する取組を促し、食に関する指導を充実します。

## 取組22 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理

- 心臓、腎臓の疾患は突然死や将来重症化に結び付くおそれもあることから、二次検診の学校における未受診を解消します。
- インフルエンザや麻しん等の感染拡大を防ぐための初期対応に努めます。
- 幼児児童生徒のアレルギー疾患に適切に対応します。特に、食物アレルギーについては、「食物アレルギー対応マニュアル」の学校における活用を推進します。
- 感染症やアレルギー疾患等に関する教職員の資質向上を図ります。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・朝食を全く食べない小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上さ	小6 1.2% 中3 2.1% (H30)	小6 0% 中3 0%	第3次食育推進基本計画の目標で「朝食を欠食する子供の割合を0%にする」としている。

	せる。			
・公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	心臓疾患は突然死のおそれがあるため、未受診の解消を目指す。	小 94.93% 中 90.75% 高 88.00%	全校種 100%	第2期基本計画の目標値を引き継ぐ。
・公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	腎臓疾患は将来の重症化に結びつくおそれがあるため、未受診の解消を目指す。	小 82.86% 中 73.72% 高 62.36%	全校種 100%	第2期基本計画の目標値を引き継ぐ。



## 基本施策5 信頼される学校づくり

学校教育の中でたくましく生きる力を育む際には教職員と児童生徒との信頼関係が重要です。

教員にあっては一人ひとりが持っている力を高めるとともに、限られた時間で専門性を発揮し、授業をはじめとした学習指導、学級経営、生徒指導等をこれまで以上に創意工夫を生かして効果的に行うことができるようにするためにも、学校現場における業務の役割分担・適正化を図っていくことが必要です。あわせて、複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担うための教員を養成するとともに、教員が一人で課題を抱えることなく、教職員や専門家等が連携して取り組むため、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要です。

障害のある子どもについて、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要です。併せて、地域や社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供することが重要です。

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の実現を目指し、学校指導体制・指導環境の整備を図る必要があります。特に、子どもをめぐる教育課題に学校が適切に対応していくためには、その指導・運営体制を効果的に強化するとともに、地域住民との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要です。

また、建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開している私立学校の振興が重要です。

### 取組の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを

#### 推進する

取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上

取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上

取組25 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進

### 取組の柱11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実す

#### る

取組26 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と

交流及び共同学習の推進

取組 27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別  
支援教育の相談支援の充実

取組の柱 12 特色ある学校づくりを推進する

取組 28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づ  
くり

取組 29 高校教育改革の推進

取組 30 私立学校の振興

## 基本施策5 信頼される学校づくり

### (取組の柱)

## 取組の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

### (現状と課題)

群馬県の教員の年齢構成は50歳代が多く、平成30年度現在51歳から60歳の各年齢で400名を超えており、今後10年間は教員の大量退職が続きます。教科及び教育活動全体に係る教員の指導力を向上するとともに、特に中堅、若手教員の資質向上等を図ることが課題となっています。

本県の不登校児童生徒数は、全国同様、高水準で推移しており、憂慮すべき状況となっています。特に小学校の不登校児童数が大きく増加し、不登校児童在籍の学校数の割合も増加しています。そうした状況の中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成29年2月に施行されました。国の基本方針の中では、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することなどを基本的な考え方としています。

公立高校の中途退学者の状況は、全日制は減少傾向にありますが、定時制では増減を繰り返しています。平成29年度は全日制で0.7%、定時制で11.0%の生徒が中途退学しています。

多様化・複雑化した問題行動への対応や不登校・中途退学等を防ぐための取組を一層進めるとともに、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒の心の発達段階に応じた教職員の対応力を向上すること、児童生徒の自ら正しく判断し行動できる力の育成に向けた、特別活動等の授業における工夫・改善を継続することが求められます。

また、通常の学級においても、発達に特性があり、学校生活に困難や不安を抱えている児童生徒が特別の支援を受けられるように、すべての教員が、特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解と必要な指導力を高める必要があります。

学校教育をめぐる課題が複雑・多様化する中、教員は、児童生徒の健全育成のため、学習指導や生徒指導以外にも、各種会議や研修会の資料準備、学校通信等の作成、部活動指導等、日々、多岐にわたる業務に取り組んでいます。

業務の多忙化やストレスの増加等により、心身の健康に不調をきたす教職員は毎年100人を超える状況が続いています。

また、教職員による不祥事が明るみになり、県民の学校教育に対する信頼が揺らぐ状況も生じてい

ます。

働きやすい職場環境づくりを進めること、教職員の心身の健康の保持増進に努めること、教職員としての使命感や倫理観を高め、服務規律の確保を徹底することなどが課題となっています。

### (取組の方向)

- 教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、相互に高め合う職場づくりを推進します。また、退職者の急増に備えて、ミドルリーダー等を育成します。

### (主な取組)

## 取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上

- 教員の指導力の向上を図るために、平成 29 年 12 月に定めた「群馬県教員育成指標」に基づき、教職員研修を充実します。
- 若手教員の研修を体系化し、指導力の向上に取り組みます。
- 教育研修員研修を通して、群馬県の教育活動の推進者を育成します。
- ミドルリーダーの育成及び資質向上に取り組むとともに、多数の若手教員と少数の中堅教員集団をまとめていく管理職のマネジメント力を強化します。
- 目的を明確にした人事異動を積極的に推進し、学校組織を活性化させるとともに、個々の教員の指導力の向上に取り組みます。
- 人事評価制度の適正な運用を通して、個々の教員の職能成長を促します。

## 取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上

- 児童生徒の発達段階に応じた諸課題に対して適切な対応ができるように、学校全体及び個々の教職員の指導力向上に取り組みます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談活動をしやすい環境整備を進めるとともに、子どもの発達段階に適切に対応することができるよう、教員の指導力を高め、学校の教育相談体制を充実します。



- すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができるよう、教員個々の専門性を高めます。
- 学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化します。

## 取組25 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進

- 学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等にチームとして対応できるようにします。
- 教職員同士のコミュニケーションを図る機会を増やし、悩みや不安等を率直に話せる職場環境づくりを推進します。
- 質の高い教育活動や適正な職務遂行を確保するため、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠であるとの観点に立ち、総労働時間の短縮を推進します。
- 教職員が健康づくりに主体的に取り組むことを推進するとともに、メンタルヘルス不調等に対して組織として適切な対応を図ることで、教職員の心身の健康の保持増進を推進します。
- 教職員一人一人が教育公務員としての使命を再認識し、県民に信頼される教職員となるよう服務規律確保の徹底に向けた取組を推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
<u>・公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況</u>	特別支援教育の専門性向上に関する参考指標	率●% (人数●名)	(設定なし)	(設定なし)
<u>・県内学校における教職員の月当たりの時間外勤務の縮減</u>	<u>1か月当たりの時間外勤務が80時間以上の教職員の割合</u> 教職員の多忙化解消に関する参考指標	小●% 中●% 高●% 特支●%	(設定なし)	(設定なし)

## 基本施策5 信頼される学校づくり

### (取組の柱)

#### 取組の柱 11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

### (現状と課題)

特別支援学校において、重複障害のある児童生徒は、平成30年度は全児童生徒数のおよそ30%となっています。また、医療的ケア(痰の吸引、経管栄養等)の対象となる児童生徒数は増加傾向にあります。

各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画を充実させること、特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解促進支援、体制の整備及び指導の充実を進めること、特別の支援を必要とする児童生徒をより早期から支援する仕組みを整えること、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進める取り組みを充実させること、障害のある児童生徒が、より身近な地域に通学できる体制づくりを進めること等が課題です。

小・中学校においては、発達障害等の多様な障害に応じた特別の支援を必要とする児童生徒への指導の充実が必要となっています。

文部科学省の全国調査結果(平成23年度実施)によると小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別の支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%でした。

各特別支援学校のセンター的機能の充実等により、幼・小・中・高校の特別支援教育に関する校内体制を一層充実すること、教育以外も含めた関係機関が有する専門性や特徴を生かす連携・協力体制を一層充実すること、特別の支援を必要とする児童生徒について、より早期から支援するシステムを整えることが課題です。

### (取組の方向)

- 支え合う共生社会の構築に向けて、交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中・高校における特別の支援を必要とする児童生徒の教育の充実や特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化への対応を図ります。

(主な取組)

## 取組26 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応 と交流及び共同学習の推進

- 一人ひとりの子どもに対する指導及び支援の充実を図ります。
- 医療的ケアの必要な児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境を整えます。
- 個別の支援計画の活用を通じて、教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図ります。
- 共生社会の構築に向け、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理解を促進します。
- すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応ができるよう、教員個々の専門性を高めます。【取組の柱 10 再掲】
- 市立特別支援学校の県立移管に向けて取り組むほか、県立特別支援学校の再編整備を計画的に進めます。

## 取組27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実

- 特別支援学校のセンター的機能を充実させて、保育所、幼稚園、各学校にとって相談しやすく、支援を受けやすい環境を整備します。
- 各学校等の特別支援教育に関する校内委員会の体制を充実します。
- 各学校における特別の支援を必要とする生徒への指導を充実します。特に、通級指導など高校における指導を充実します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・特別支援学校の居住地校交流の実施率	第2期計画からの継続性を重視して設定	小学部 29.1% (H29) 中学部 16.3% (H29)	35%  20%	第2期計画からの継続性を重視して設定

<p>・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの特別支援学校または教育事務所専門相談員への相談件数</p>	<p>第2期計画からの継続性を重視して設定</p>	<p>14,527 件 (H29)</p>	<p>17,000 件</p>	<p>第2期計画からの継続性を重視して設定</p>
--	---------------------------	---------------------------	-----------------	---------------------------

## 基本施策5 信頼される学校づくり

### (取組の柱)

#### 取組の柱12 特色ある学校づくりを推進する

### (現状と課題)

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって児童生徒の健やかな成長を支えていくため、各学校において、信頼される学校を目指した「地域に開かれた学校づくり」、地域の実情等を踏まえた「地域に根ざした学校づくり」を進めています。学校・家庭・地域が一体となった学校づくりに、学校評価・学校評議員制度、PTAとの連携等を一層生かしていくこと、開かれた学校づくりの一環として、コミュニティ・スクールの推進について検討すること(小中学校)、群馬県学校評価システムをより一層活用することなどが課題となっています。

高校への進学率は、全国、本県ともに98%に達しており、高校は、中学校卒業後にほぼすべての子どもたちが学ぶ教育機関となっています。一方、少子化の影響で平成元年3月のピークから減少を続けてきた本県の中学校卒業生数は、現在、ピーク時の55%程度となっていますが、今後も、減少傾向が続き、平成40年3月には、ピーク時の45%程度にまで減少する見込みです。中学校卒業生の急激な減少に適切に対応できるよう、高校教育の質的充実を図り、本県の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するとともに、地域と一体となって再編整備を行うことが必要です。

私立学校に在学する児童生徒などの割合は、幼稚園で約70%、高校で約25%、専修学校・各種学校で約97%となっています。建学の精神に基づく特色のある教育を展開している私立学校は、本県の学校教育に重要な役割を果たしており、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全化を目的とした財政的支援を継続することが必要です。

### (取組の方向)

- 開かれた学校づくりや各学校の特性を生かした教育を推進するとともに、建学の精神に基づく特色ある私立学校教育の振興を図ります。

(主な取組)

## 取組28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり

- 学校評価や学校評議員制度等を活用して、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを推進します。
- すべての小・中学校において学校支援センターの成果を踏まえ、学校・家庭・地域が一層連携・協働する学校づくりを進めるとともに、そうした学校づくりを通して地域コミュニティの形成に取り組みます。
- 地域住民の学校教育活動への協力と、児童生徒の地域活動への参加という、双方向の交流の推進します。
- 教員の生涯学習・社会教育に対する知識・理解を高め、学校・家庭・地域の連携に向けた意識改革を推進します。

## 取組29 高校教育改革の推進

- 新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、高校教育の一層の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを更に推進します。
- 今後の中学校卒業者の大幅な減少や社会の急激な変化の中で、活力ある教育活動を維持・発展させることができるよう、地域住民や学校関係者の意見も踏まえながら新たな再編整備計画を策定し、地域と一体となって高校教育改革に取り組みます。また、再編整備に併せて、男女共学化を推進します。
- 中学校卒業者の減少に伴い、全県的な視野立って、バランスの取れた学校規模の適正化に努めるとともに、高校教育改革の推進に係る課題については、随時検討を行って迅速に対応します。

## 取組30 私立学校の振興

- 私立学校における教育条件の維持向上や保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性が高まるよう、引き続き私学助成の充実に努めます。
- 国の私立高等学校授業料の実質無償化の検討状況を踏まえつつ、保護者の教育費負担の軽減に努めます。
- 私立学校と公立学校が連携した全県的な取組を様々な分野で推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	新学習指導要領において、教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示していることから。	<u>91.9%</u> (H30)	<u>100%</u>	<u>学校の教育課程を新学習指導要領に合わせて再構築するために</u> <u>は家庭・地域との連携は必要不可欠であることから。</u>





# 基本施策 6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要です。県立学校施設の耐震化はおおむね完了した一方で、老朽化が深刻化しており、安全面・機能面の両面における計画的な対応として、学校施設の長寿命化が必要です。

情報活用能力の育成や、ICTを活用した効果的な授業の実現及び教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進するとともに、情報セキュリティの確保を前提としつつ、必要なICT環境整備を確実に進めていくことが必要です。

人口減少社会においては、一人ひとりが豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、障害の有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要です。

また、外国人児童生徒など、日本語指導が必要な子どもについても、国内の学校生活に適應することができるよう指導を行う必要があります。さらに、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱える子どもや、不登校や高校中途退学等の背景を持つ者など、多様なニーズのある者に対して、そのニーズを早期に発見し、年齢階層で途切れることなく、関係機関・団体が連携して継続的に対応することが重要です。

また、児童生徒等が安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、自らの安全を守るための能力を育成する安全教育や、安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進が必要です。その際、大規模な自然災害や、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等、近年の安全上の課題に応じた対策の推進が必要です。

## 取組の柱 13 安全・安心な教育環境を確保する

取組 31 学校の長寿命化の推進

取組 32 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保

取組 33 就（修）学、多様な教育機会確保のための一層の支援  
と外国人児童生徒の教育の充実

## 取組の柱 14 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の

確保を地域ぐるみで推進する

取組 34 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

取組 35 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充  
実

## 基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱13 安全・安心な教育環境を確保する

### (現状と課題)

県立学校施設の耐震化は平成27年度に完了し、耐震化率100%となっています。一方で、学校施設の老朽化が進行しており、老朽化の進行が顕著となる築後30年を経過した学校施設が、全体の約67%(平成29年9月1日現在)を占めています。学校施設の老朽化により、コンクリートの劣化、鉄部腐食による構造部材の耐久性の低下及び非構造部材の落下等の危険性が增大するとともに、耐用年数を超過し更新する必要がある設備が増加しています。また、省エネルギー化、防災機能強化、バリアフリー化、学習内容・学習形態の多様化、ICT化といった社会的な要請に対応する必要があります。これらの課題に対応し、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するために、学校施設の耐震改修や老朽化対策工事を実施しています。

#### (ICT環境の整備と情報セキュリティの確保)

教育の情報化に伴うICT環境の整備は、情報セキュリティの確保と並行して進める必要があります。教員及び児童生徒が、学校において、安心してICTを活用できるようにするためには、十分な情報セキュリティ対策を講じなければなりません。

#### (子供の貧困など社会経済的な課題)

平成28年度に実施した「子どもの生活実態調査」から、子供の貧困は「経済的困窮」だけでなく、大人の余裕のなさや経験不足から「親子の関わり」が乏しくなっていることが、基本的な生活習慣の乱れとそれに伴う学力の遅れに影響がある状況が見られました。

また、支援を必要とする親子や家庭に支援や情報が届かない「親の孤立」といった問題も見えたところです。

市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等を支援しています。

また、県では、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費に充てる奨学のための給付金を支給しています。

さらに、経済的理由により修学が困難な高校生に、無利子で奨学金を貸与しています。

生徒や保護者が制度を正しく理解し、支援を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう制度の内容や申請手続の周知を継続して行っていくことが必要です。

(問題を抱える家庭等への支援)

いじめ、不登校、問題行動等の要因・背景は多様化してきています。それらの対応においては、福祉や医療行政等と連携して、保護者を支援する場合や、児童生徒の非行への対応や生活習慣、教育環境の改善のために支援する場合、保護者が子育てに対する自信を失っていたり、就労等の事情で子育てに関わる余裕がなく、支援を必要としている場合などがあります。また、保護者自身に、問題を抱える子供への支援に関する情報がなく、対応が遅れている場合もあり、課題となっています。そのため、心理面でサポートするスクールカウンセラーに加え、福祉面でサポートするスクールソーシャルワーカー等の有効活用により、学校と福祉との連携を充実させることが喫緊の課題と言えます。

(外国人児童生徒の状況)

本県の外国人児童生徒数は、東日本大震災後に一度減少したものの、一定の割合を維持しています。定住化の傾向も見られ、児童生徒数に占める高校生の割合が大きくなっています。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は高校や特別支援学校にも在籍しています。その他に、外国人学校で学んでいる児童生徒もいます。

伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域ですが、最近では3市町以外の割合も増えており、広範囲にわたっています。また、ブラジルやペルー等からの日系人児童生徒だけでなく、東南アジアからの児童生徒等、多国籍化しています。

(高校中退者等の状況)

高校を中退したり進路未決定のまま中学校を卒業した者は、学校を離れることでそれまで学校から得られていた学習や就労等に関する支援情報が得にくくなっています。

(不登校児童生徒等に対する多様な教育機会等の確保)

不登校児童生徒等に対する教育の機会の確保等、就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を受けていない者に対する支援についても課題があります。

近年、若年者の自殺者数の横ばい状態が続く中で、困難やストレスに直面した児童生徒が、誰にどうやって助けを求めればよいかについて、具体的かつ実践的な方法を学ぶSOSの出し方教育について推進し、全ての児童生徒が安心した教育環境の下、それぞれの夢の実現に向かった学校生活が実現されなければなりません。

## (取組の方向)

- 県立学校の校舎等の安全対策・長寿命化を計画的に推進します。
- 学校で学ぶ意欲のある児童生徒が経済的理由により就(修)学が困難とならないための支援等を一層充実させるとともに、外国人児童生徒等への教育の充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携等による「不登校を出さない学校づくり」を進めるとともに、不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保対策等に配慮した「不登校の改善に向けた組織づくり」も推進します。
- 高校中退者等に対し、社会とのつながりが保てるよう、学校教育からの切れ目のない支援を行います。

## (主な取組)

### 取組31 学校の長寿命化の推進

- 県立学校施設の法定点検、日常点検等を実施し、施設の状態を把握します。
- 劣化の進行が顕著な県立学校施設のうち、学校運営上重要度が高い棟から順次長寿命化を実施し、安全対策を推進します。
- 併せて、学校運営に適した県立学校施設の機能集約や児童生徒数の減少に伴う施設のスリム化及び省エネルギー化等の機能改善を進めます。

### 取組32 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保

- 学校における教育の質を高め、生徒が適切な教育環境の下で学習に取り組むことができるよう、国から示された整備方針を踏まえて、ICT環境(コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境)の整備を推進します。
- 群馬県教育情報セキュリティポリシーを策定するとともに、これに基づく安全性の高い情報ネットワークシステムの構築と校務支援システムの普及促進、教職員のセキュリティ意識の向上及び組織的な管理体制づくりを推進します。

### 取組33 就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実

- 高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金について適切に支給・給付します。
- 学校の教育相談体制の充実、自立支援アドバイザーの積極的な活用等を通じた適応指導教室の充実、民間団体等の運営する不登校支援施設等との連携を進めます。
- 外国人児童生徒の教育を保護者との共通理解を図りながら推進できるよう、外国人保護者の

日本の教育に対する理解を深めます。

- 集住地域で確立された指導方法を基に、県内全域における外国人児童生徒の教育の充実を図ります。
- 子供の貧困対策について、県や市町村等の福祉部門と連携し、支援体制を強化します。
- 高校中退者等が、本人の希望する再学習や就労を実現できるように、国や県及び市町村の関係機関や民間支援団体と連携し支援します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
(長寿命化に関する指標を検討中)	(検討中)	(検討中)	(検討中)	(検討中)
・日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導についての計画を個別に作成するなどの取組を行っている学校の割合	・新小学校学習指導要領において、「教師間の連携に努め、指導について計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めることとする(第1章第4の2の(2)のイ)」と示された。	小 52.9% (H29) 中 55.2% (H29)	70% 70%	個々の児童生徒に応じた学校全体で組織的・計画的な指導を推進するため、H29年度値から年3%増加を目指す。
・ <u>スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置状況</u>	<u>教育と福祉が連携した支援体制の参考指標とする。</u>	<u>巡回型SSWと派遣型SSWにより全県をカバー</u>  <u>巡回型SSW:指定中学校区を定期的に巡回(H30:36 中学校)</u>  <u>派遣型SSW:全県の学校からの要請に応じて派遣。</u>	設定なし	設定なし

## 基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

### (取組の柱)

#### 取組の柱 14 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する

### (現状と課題)

起こりうる自然災害は地域により様々であり、児童生徒等の発達段階によってもその対応は異なります。各学校において、地域や児童生徒等の実情に応じた防災管理や、児童生徒等が主体的に行動できる防災教育の実践等、学校防災に対する意識を継続して高める必要があります。

通学路における事件、事故から児童生徒等の安全を確保することは学校関係者に課せられた最重要の使命です。本県では、交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中、児童生徒に関する事故は引き続き多い状況にあり、特に自転車事故については、総数に占める高校生の割合が全国で最も高い状況にあります。また、平成29年度の本県における子どもに対する声かけ等の不審者認知件数は666件でした。ここ5年間は600から800件台で推移しています。

これらの状況から、学校内はもとより通学路や地域における児童生徒の安全を確保すること、児童生徒の危機回避能力を育成することなどが課題となっています。

### (取組の方向)

- 児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実させ、地域ぐるみで推進します。

(主な取組)

## 取組34 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

- 児童生徒が日常生活においても状況を適切に判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせます。
- 家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を育成します。
- 組織的に防災教育を推進するため、教職員の共通理解及び安全に関する資質向上に取り組みます。

## 取組35 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実

- 学校施設内への不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施します。
- 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を一体的に推進します。
- 自ら交通マナーを実践し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進します。
- 交通安全だけでなく、犯罪被害防止、有害環境(有害図書等)対策の観点からも、関係機関等(市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等)と登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力するなど、組織的な活動を推進します。
- 組織的な安全教育を推進するため、職員の共通理解及び安全に関する資質向上を目的とした職員研修の実施を推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	地域ごとの課題解決を図るため、協力体制整備を進める	87.1% (H28)	100%	地域によって課題が異なるため、それぞれの地域、学校にあった協力体制が必要である
・避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	児童生徒が自ら状況を判断し、最善を尽くす自助を身に付けさせる	97.3% (H28)	100%	避難訓練は消防法で実施が義務づけられている

				ため、より実践的な取組を進める。
・児童生徒を対象とした防犯教室を実施している 小・中学校の割合	不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施する	91.9% (H28)	100%	児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を進める
・児童生徒等の自転車事故発生人数	自ら交通マナーを実施し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進する	1,371 人 (H29)	1,000 人 以下	群馬県交通安全教育アクション・プログラムにおいて H26 を基準とし、H32 までに中学生 20%、高校生 30%削減とすることで、H29 の事故数から全体で 30%削減を目標とする



# 基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

近年、幼児期の教育がその後の学力や運動能力に与える影響や、大人になってからの生活への影響に関する研究が進展しており、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

家庭教育においては、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切です。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要です。

地域行事への参加やボランティア活動をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子どもたちに育むとともに、地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるため、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

## 取組の柱 15 幼児教育の充実を図る

### 取組 36 質の高い幼児教育の推進

## 取組の柱 16 家庭教育支援を推進する

### 取組 37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進

## 取組の柱 17 学校と地域の連携・協働を推進する

### 取組 38 学校・地域の連携・協働による地域の活性化

## 基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

### (取組の柱)

#### 取組の柱15 幼児教育の充実を図る

### (現状と課題)

平成27年度4月から、子どもの健やかな成長を支援していくため、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的に掲げた子ども・子育て支援新制度が施行されました。そして、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂（改定）において、教育・保育の内容に関する整合性の確保が図られました。また、幼児教育で培った「資質・能力」を子どもたちが小学校教育の場で思い切りのびのびと発揮できるように、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等（以下幼児教育施設と表す）における教育・保育と小学校における教育との円滑な接続を図るよう努めることが求められています。

群馬県は「ぐんま幼児教育プラン」の下、幼児教育の充実に向けて取組を進めてまいりました。今後、どの幼児教育施設においても同等の質の高い教育・保育が提供されるように、保育者の資質向上のための質の高い研修を引き続き実施すること、幼児教育施設と小学校の連携・接続を推進することが課題として挙げられます。

### (取組の方向)

- 質の高い研修を提供し幼児教育の充実を図ります。

### (主な取組)

#### 取組36 質の高い幼児教育の推進

- 「ぐんま幼児教育プラン(仮称:H31.3改訂)」の活用を推進します。
- 幼児教育施設で質の高い教育・保育の総合的な提供が可能となるように、保育者の資質向上のための参加しやすく質の高い研修を実施します。
- 幼児教育施設のニーズに応じた研修が実施できるように、各幼児教育施設の研修の支援を行

います。

○ 子どもの学びの連続性を保障するための幼児教育施設と小学校との連携・接続を推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
<u>・小学校教育との円滑な接続を図るために、保育者と小学校教員が連携を図っている園所の割合</u>	<u>・子どもの発達と学びの連続性を確保するために、小学校教育との円滑な接続を図る必要があるため。</u>	66%	80%	各研修等で、小学校教育との円滑な接続のための具体的な手立てを示し、約10%の増加を目標とする。

## 基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

### (取組の柱)

#### 取組の柱16 家庭教育支援を推進する

### (現状と課題)

近年、家族の形態の多様化や地域社会のつながりの希薄化等により、本来生活の中で体験を通して学んでいた事柄が身につけていない親や、地域住民と交流の少ない孤立化した親が少なくない現状があり、家庭の教育力の低下が全国的な課題となっています。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが必要です。

群馬県では、「ぐんまの家庭教育応援条例」を平成27年度に制定し、各家庭が家庭教育の意義を改めて認識するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が連携・協働して家庭教育を支えていくため、様々な施策に取り組んでいます。

課題として、全ての保護者に家庭教育について関心をもってもらうことと、地域や社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めていくことがあげられます。

### (取組の方向)

- 社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

### (主な取組)

#### 取組37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進

- 家庭の教育力の向上のため、保護者の学習の機会を提供します。
- 家庭教育支援に関わる団体の連携促進を図り、社会全体で家庭教育支援を行う体制の整備します。

- 地域における家庭教育支援の充実のため、家庭教育を支援する人材の養成に取り組みます。
- どの市町村に居住する保護者も、必要な子育て支援が受けられるように市町村の取組を支援します。
- 子育てへの不安の解消や様々な障害等への早期対応、相談内容の多様化への対応の視点から、保護者が教育関係機関だけでなく、医療や福祉関係機関ともつながりがもてるよう、相談体制の充実や各関係機関との一層の連携、各相談窓口の特徴等の広報を推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・親への学びの場を提供している団体数	地域に根ざした家庭教育支援が実施されている指標である。	64団体	103団体	年間10%増加 ×5年間

## 基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

### (取組の柱)

#### 取組の柱17 学校と地域の連携・協働を推進する

### (現状と課題)

今日、学校教育が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校のみならず社会総掛かりで対応することが必要となっています。一方で、住民同士のつながりの希薄化等により、地域における教育力が低下しており、その充実が必要であることが指摘されています。

子どもの成長を軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につなげていくことが求められています。

群馬県では、平成19年度末には県内のすべての市町村立小・中・特別支援学校に学校支援センターが設置され、地域人材等による充実した学校支援活動が行われています。また、県内各地域において、児童・生徒の放課後や休日の居場所づくりや学習支援のための活動、公民館による子どもを対象とした講座、自治会や子ども育成会等による行事など、地域において子どものための様々な活動が行われています。

しかし、これらの活動それぞれが単独で行われており、理念や目標を共有する体制が整備されていない点が課題となっています。

### (取組の方向)

- 学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材を育成するとともに、地域の活性化を図ります。

(主な取組)

## 取組38 学校・地域の連携・協働による地域の活性化

- 学校支援活動、放課後子ども教室、公民館における事業等、地域で行われる子どものための様々な活動を通して、子どもたちの地域への愛着を形成するとともに、地域住民のつながりを深め、地域の活性化に取り組みます。
- 個々の活動に携わる人たちが互いに情報を共有するとともに、目標や方向性について意見を出し合うなど、地域全体で子どもたちを育てていくための仕組みづくりを進めます。
- 学校と地域の連絡調整や、地域で行われている各種活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員の設置について、市町村や学校へはたらきかけるとともに、その役割を担う人材の育成に取り組みます。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
<u>学校と地域が連携・協働する仕組みを生かして、学校支援や放課後支援、地域行事などの活動が行われている小・中学校の割合</u>	<u>学校を核とした地域づくりを推進するために、学校と地域の連携・協働による活動を充実させる必要があるため</u>	60.4%	90%	現状値に対して、年10%の増加を目標とする。





## 基本施策 8 生涯学習社会の構築

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。今後、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられます。このことを踏まえて、高齢者から若者まで、全ての県民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作るための取組を進めていく必要があります。

一方、いかに技術革新が進展しようとも、そこで暮らす個々人の生活や人生は、人々が構成する社会の中で営まれます。今日、その社会は大きく変容しつつあり、例えば高齢化や地域コミュニティの衰退など住民が向き合わなければならない課題は既に山積しています。地方部、都市部を問わず、人口減少・高齢化の進展等の課題は、地域社会の構造に更なる変革をもたらすおそれがあり、住民相互の対話や相互扶助による地域づくり、共生社会の形成をどう維持し前進させていくのか、地域における持続可能な社会教育システムの構築に向けての新たな政策展開が求められています。

また、社会教育において、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や社会教育施設等の教育環境の充実に向けた取組を推進することも重要です。

### 取組の柱 18 生涯にわたる多様な学びを推進する

取組 39 多様な課題に対応した学習機会の充実

取組 40 社会教育施設の有効活用

取組 41 読書活動の充実と県立図書館の機能強化

### 取組の柱 19 社会教育を推進する

取組 42 地域の学びを支える人材づくり

取組 43 青少年教育の推進

## 基本施策 8 生涯学習社会の構築

### (取組の柱)

#### 取組の柱 18 生涯にわたる多様な学びを推進する

### (現状と課題)

「人生100年時代」の到来に向け、高齢者を含むすべての人々が健康で、生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現がますます重要となっています。

このような中、県民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

更に、近年は、生涯の様々なステージにおいて必要となる能力を着実に身に付ける「学び直し」へのニーズが高まっています。

これらに対応するためには、県民ニーズの多様化・高度化や社会の変化に対応した学習機会を提供すること、学習した成果が社会で適切に評価され、地域活動等で活用されていく環境を整えることが課題です。

また、県民が生涯にわたって学習するための拠点として社会教育施設等の活用にも努める必要があります。

生涯学習の機会には、教育だけでなく、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など様々な分野に及ぶことから、学習支援の取組は、関係各部署、市町村、学校、関係団体、民間企業等と連携しながら進めていく必要があります。

一方、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要となっています。

近年、インターネットやスマートフォンの普及、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等情報通信手段の多様化により、読書環境が大きく変化しています。

このような中、県立図書館については、市町村立図書館等の支援等、県民に身近な読書環境を整備すること、県民が行う高度・専門的な調査、研究のための調査相談体制の充実を図ることが課題となっています。

学校図書館については、公立図書館との連携をさらに強化していくこと、教育活動において学校図書館を積極的、計画的に利用することが課題となっています。

## (取組の方向)

- 各部署、市町村、学校、関係団体、民間企業等と連携し、学習機会の充実、社会教育施設の有効活用、読書活動の充実などを通して県民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

## (主な取組)

### 取組39 多様な課題に対応した学習機会の充実

- 地域の課題解決に向けた「課題解決支援講座」など、社会情勢の変化に即した多様な学習機会を提供します。
- 県内各地で開催される講座や講師人材のデータベースなど、県民ニーズに対応した学習情報を提供します。
- 効果的な講座の開催や学習情報の提供を行うため、公民館や高校、大学など関係機関との連携を推進します。
- 県民の学習成果を地域で生かすことができるよう、自主企画講座の開催に関する情報発信や、講師情報の市町村への提供等を支援します。

### 取組40 社会教育施設の有効活用

- 社会情勢の変化に即し、生涯学習の拠点として多くの県民に活用されるよう適切な施設運営に取組ます。
- 多様な県民ニーズに対応できるよう、施設職員の資質の向上に取り組むとともに、施設・設備の計画的な更新及び修繕に取組みます。
- 県立美術館・博物館では、魅力的な展示を企画するとともに、大人から子どもまで幅広い年代層に向けた教育普及事業の充実に努めます。
- ぐんま天文台では、大型望遠鏡による天体観察などの本物体験の提供と、きめ細やかな教育普及活動を通して、天文・自然科学への興味・関心を高め、天文学のすそ野拡大に努めます。
- ぐんま昆虫の森では、身近な昆虫との触れ合いや自然体験を重視したプログラムの提供を通して、生き物相互のかかわり合いや、生命の大切さ、自然環境に対する理解を深めていただけるよう努めます。

### 取組41 読書活動の充実と県立図書館の機能強化

- すべての県民の読書活動を支援するための環境整備を推進します。
- 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、学校、家庭、地域で連携した取組を進めま

す。

- 県民にとって身近な市町村立図書館(室)の充実を図るため、図書館ネットワークの中核館として県立図書館による支援を実施します。
- 県立図書館における県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス(レファレンスサービス)を提供する機能を充実します。
- 身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館の一般開放を行います。
- 司書教諭や学校図書館職員の専門性を高め、児童生徒が興味・関心をもって積極的に利用するような学校図書館づくりを推進します。
- 学校図書館の「学習情報センター」「読書センター」としての機能の一層の充実を図り、各教科・科目等における学校図書館を利用した指導や、日常生活における読書活動を推進します。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・「まなびねっとぐんま」ドメイントップページのアクセス件数(件)	多様な学習機会の情報提供指標として選定	58,798	73,800	毎年 2,500 件の増加を目標として設定
・昆虫の森、天文台の入場者数(2所の合計)	自然体験活動への参加促進を図るため、事業の質的向上に努める。	145,110 (H27～ H29 の平 均値)	148,000	現状値に対して、年2%の入場者数増加を目標とする。
・県立図書館におけるレファレンスサービス件数(事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談(書架案内や所蔵調査)は除く。)(件)	県内公立図書館の中核館として、高度なレファレンスサービスの機能を充実させていく必要がある。	6,867	7,700	現状値に対して、年2%の増加を目標とする。

## 基本施策 8 生涯学習社会の構築

### (取組の柱)

#### 取組の柱 19 **社会教育を推進する**

### (現状と課題)

社会教育は、学校教育以外で「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義され、生活課題や地域課題について地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、地域づくりや地域の教育力の向上をめざすものです。

社会教育の推進には、地域住民が自主的・自発的に行う学習活動を奨励、援助するなど、地域の学びを支える取組が必要です。特に、社会教育主事、公民館主事、社会教育委員など、地域の学びを支える多様な人材の存在が重要です。一方、社会教育に関係する多様な団体と県が、より幅広く緊密に連携すること、教育委員会以外の各部局が行っている社会教育に関する施策との連携を図ることが課題となっています。

青少年を対象とした社会教育においては、日常生活の中で体験活動が減少しています。青少年が世代を超えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域において多様な体験活動及び情報提供の充実に努め、青少年を含む地域住民の参加の促進を図ることが課題となっています。

また、社会情勢の変化や価値観の多様化や少子化に伴い、いじめ、不登校・引きこもり・ニートなど青少年が抱える課題も変化しています。それらに対応するためには、個に応じた対応が可能な社会体験や再学習の機会が必要です。

### (取組の方向)

- 地域の学びを支える人材を育成し、その成果を発揮できるよう努めるとともに、青少年の健全育成を目指します。

(主な取組)

## 取組42 地域の学びを支える人材づくり

- 人権教育や青少年教育等、各分野における指導者の育成を進めます。
- 育成した指導者が、公民館や学校等地域で活躍できるよう、市町村等に働きかけます。
- 社会教育主事、社会教育委員、市町村担当職員等、社会教育の中核となる人材の資質能力を向上させます。
- 福祉などの社会教育に関係深い部局との連携や市町村における社会教育の振興を図るとともに、各社会教育関係団体の育成及び団体間の連携を進めます。

## 取組43 青少年教育の推進

- 自然体験や各種体験活動を通じて、青少年の豊かな人間性や社会性を育みます。
- 親子や異年齢・異世代での体験活動・集団活動を通じて、家庭や地域の教育力の向上を目指します。
- 青少年のボランティアを養成するとともにボランティア活動の場を提供します。
- 不登校、非行、ひきこもり等、様々な悩みを抱える青少年及びそれらの保護者等を対象に、相談活動や体験活動をととして自立・再学習支援事業を行うほか、青少年の意欲を高め、自立を促す活動プログラムを効果的に実施します。
- 青少年関係団体の活動の活性化を通じた青少年健全育成を目指し、県内全域で活動する青少年団体との連携や団体への支援を行います。
- 中・高校生が将来の家族形成を含めた人生設計を考えるため、自らのライフデザインを考える機会の創出に取り組みます。

(指標 (測定指標・参考指標))

指標名	定義・選定理由	現状値	目標値	目標値の根拠
・「青少年ボランティア養成事業」に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家3施設+青少年会館の合計）	青少年の社会性、規範意識を育むため、ボランティア養成事業を充実させていく必要がある。	584	650	参加者数は、この3年間減少傾向にあるが、回復を図りたい。